

瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民が主体となる地域づくりを推進するため、公益的な活動を行う市内の団体等が実施する、地域の課題解決又は活性化に資する事業に要する経費に対し、ふるさと納税制度を活用し、集まった寄附金の一部を瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出することをいう。
- (2) クラウドファンディング型ふるさと納税 ふるさと納税制度を活用し、インターネット等を通じて広く不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (3) ポータルサイト ふるさと納税による寄附の申込みを行うことを目的として、インターネットにアクセスするときの入口となるウェブサイトをいう。
- (4) 目標金額 クラウドファンディングの実施に当たり設定する目標とする寄附金額をいう。

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、市内で行う地域の課題解決又は活性化に資する事業で、次の各号のいずれにも該当しない事業とする。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動と認められる事業
- (2) 国又は地方公共団体から補助金、助成金等を受けている事業
- (3) 事業に要する経費が100万円未満の事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

(交付対象団体)

第4条 助成金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に主な活動場所を有する法人（営利を目的とする法人を除く。）又は団体であること。
- (2) 構成員の数が5人以上であること。
- (3) 団体及び団体の代表者に市税等の滞納がないこと。
- (4) 瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利活動を団体の主たる目的としていないこと。

（交付対象経費）

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、交付対象事業において市が受け付けたクラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金の総額から、クラウドファンディングの実施に要した経費に相当する額を除いた額とし、500万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業認定の申請）

第7条 事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請（以下「認定申請」という。）をしなければならない。

- (1) 瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体の定款、規約その他これに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 同一団体に対する認定申請は、単年度につき1回を限度とする。

3 同一事業に対する認定申請は、3回を限度とする。

(事業の審査及び認定)

第8条 認定申請された事業は、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業審査会において審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果を受けて、当該事業の財源としてクラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金の募集を実施することについての可否を決定し、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業認定（不認定）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、前条第2項の規定により認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 前条第2項の規定により認定された事業（以下「認定事業」という。）を中止し、又は廃止したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(寄附金の募集)

第10条 市長は、第8条第2項の規定により事業を認定したときは、クラウドファンディング型ふるさと納税により寄附金の募集を行うものとする。

- 2 目標金額は、市が認定事業者との協議により定める額とする。
- 3 寄附金の募集期間は、市がポータルサイトの運営事業者との協議により定める期間とする。ただし、受け付けた寄附金の総額（以下「寄附額」という。）が目標金額に達した場合は、その時点で寄附金の募集を終了するものとする。
- 4 市長は、寄附金の募集の結果について、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業寄附金募集結果通知書（様式第4号）により認定事業者に通知するものとする。

(目標金額に満たなかった場合の取扱い)

第11条 寄附額が目標金額に満たなかった場合において、認定事業者は、当該寄附額に対し第6条の規定により算出した助成金の額による認定事業の実施が困難であると認めるときは、認定事業の実施を中止し、助成金の

交付の申請をしないことができる。この場合において、認定事業者は、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業中止届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該認定事業が中止となった旨を周知し、既に受け入れている寄附金を市長が指定する他の事業に充当することができる。

（認定事業の中止）

第12条 認定事業者は、災害その他やむを得ない理由がある場合には、認定事業を中止することができる。この場合において、必要な手続及び既に受け入れている寄附金の取扱いについては、前条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

（助成金の交付申請）

第13条 助成金の交付を受けようとする認定事業者は、第10条第4項の規定による通知を受けたときは、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金交付申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第14条 市長は、前条の規定により助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（概算払）

第15条 市長は、事業の遂行上特に必要があると認めるときは、助成金の一部又は全部を概算払により交付することができる。

（実績報告）

第16条 第14条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、認定事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 領収書等の支出を証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(準用)

第17条 瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業の適正な執行及び管理に関し、この規則に定めのない事項については、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）に定める補助金等の取扱いの例による。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
旅費	助成対象事業の実施のために必要となる交通費、宿泊費
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
役務費	通信運搬費
手数料	振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料
保険料	行事、損害、傷害保険料
委託料	助成対象事業の実施のために必要となる業務委託に要する経費
使用料及び賃借料	施設等の借上料、OA機器等の使用料
設備費	内装又は外装の工事費、機械設備の購入費
販売促進費	広告宣伝費、ホームページ作成料